

清明中学校いじめ防止基本方針

清明中学校では、「いじめ見逃し〇宣言 ― いじめ問題に係る手引き書一」に基づいて、体制の構築や未然防止、早期発見・適切な対応にあたります。

そのために、学校、家庭、及び黒部市教育委員会、黒部市教育センター、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し〇」に取り組みます。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、決して許されない人権侵害行為です。

清明中学校では、学校や家庭、地域が連携し、「学校事故発生時の指針」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「重大事態発生時のガイドライン」に基づき、いじめの防止や早期発見・適切な対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「清明中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

令和8年4月1日

黒部市立清明中学校

目 次

清明中学校いじめ見逃し0宣言	・・・	1
学校対応のポイント	・・・	2
1 いじめの定義	・・・	3
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・	4
3 いじめの認知件数とは	・・・	7
4 いじめ防止等の対策の責務	・・・	8
5 学校、家庭、地域社会と連携した取組	・・・	8
6 いじめを許さない学校づくりの推進	・・・	9
☆いじめ問題に係る組織図	・・・	11
☆いじめ防止における取組図	・・・	12
7 ネットトラブルの未然防止の取組	・・・	13
8 いじめ発生時の相談体制の充実と連絡体制	・・・	16
9 重大事態への対処	・・・	16
(1) 重大事態の例	・・・	16
(2) 重大事態に係る調査の指針（概要）	・・・	17
☆いじめ重大事態発生報告書（様式1・2）	・・・	19
☆重大事態発生時の対応図	・・・	22

清明中学校いじめ見逃し0宣言

— いじめ問題に係る手引き書 —

いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

だからいじめは許されないのである。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。



人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。その優しい心を表す勇気をもたせましょう！

生徒が「多様性を認め、一人一人の人権を大切にする人」に育つよう努めましょう。

令和8年4月

黒部市立清明中学校

《 学校対応のポイント 》

1 迅速に動く –すべての業務に優先する（その日のうちに）–

(1) その日のうちに報告・謝罪（校長、教頭、生徒指導主事等）

① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。

② 時を置かずに関係教員を集め、事実を確認する。

必要に応じて生徒にも面談し、事実確認を行う。

心配、不安な気持ちにさせてしまったこと。

③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。

④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

事実のずれは休日であっても対応して正す。

2 組織を生かす

(1) 教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(2) 教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する。

(3) 管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導ができるよう、相談体制を構築して進める。

(4) 各担当者の報告を受け、いじめ問題対策委員会等において対応策を協議する。

(5) 保護者面談や家庭訪問は、複数で行う。（役割分担）

(6) 必要に応じてSCやSSW、いじめ対策SW等を加え、多角的な視点から対応する。

3 正確な記録と分析 –可能な限り逐語で記録し、分析する–

(1) アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化」を図る。

(2) 客観的に事実関係を記録する。事実と推測、実現可能な要望と実現が難しい要望を整理して分けて考える。

(3) 言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違ふことがある。言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

4 教育委員会との連携

(1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。

(2) 何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

1 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 平成25年～】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【留意点】

- 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うことが必要である。
「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。
- いじめには多様な態様があることに留意し、いじめに該当するかを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に必要以上にこだわらないことが必要である。
例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あるので、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織等を活用して行う。（法 22 条）
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがあるので、一度でもいじめと認知する。
- 善の心から行っていることでも、相手が心身の苦痛を感じる場合がある。
（例：チームを強くしたいという願いが一人の子供を追い込む場合がある）
- 加害者が無自覚の心（同和地区等への差別、偏見等）から行っている場合もいじめとなる。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。
- 軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがあることに配慮する。
- いじめられた生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。
例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。
ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、学校いじめ対策組織等へ情報共有することは必要である。

○ いじめの態様について

「生徒指導提要（令和4年12月改訂）」より

子供たちに「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・適切な対応に力を注ぐ。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

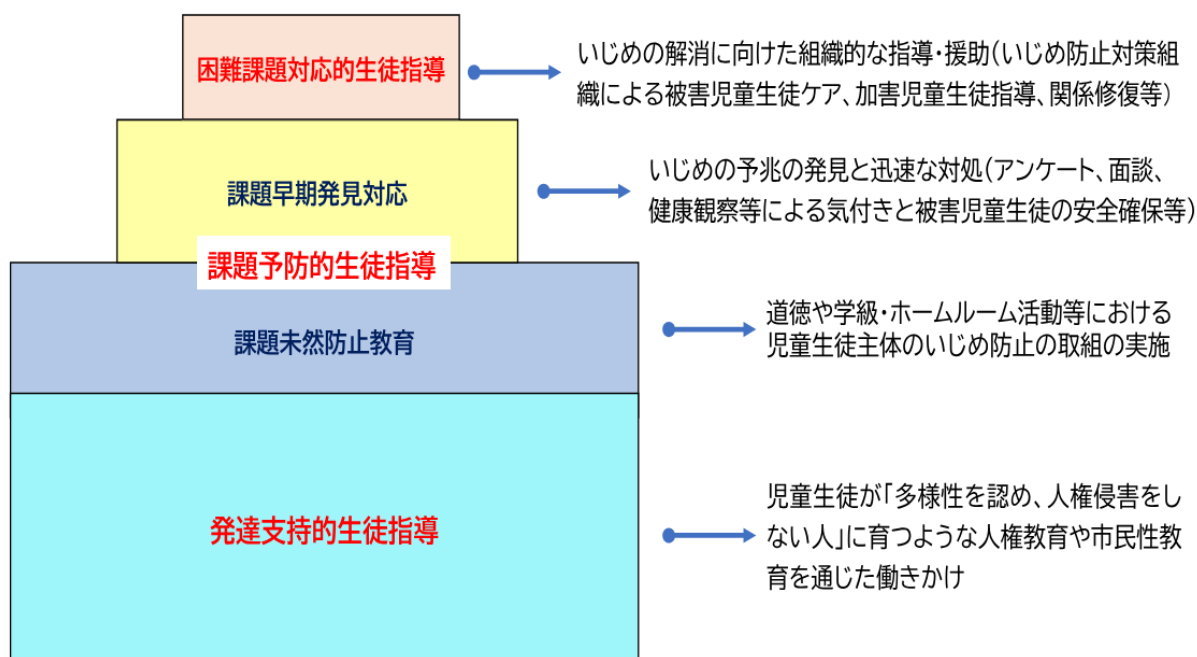
本校におけるいじめ防止の取組は、いじめ防止対策推進法に基づくとともに、こども基本法の理念を踏まえ、全ての生徒が個人として尊重され、意見を表明する機会が保障されることを大切に、生徒の最善の利益を第一に考えて行う。

(1) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

生徒指導の4層の支援構造を理解して「未然防止」⇒「早期発見」⇒「適切かつ迅速な対応」という順序での指導にあたる。

◎いじめ対応

- いじめの認知率を高め、早期対応に努める。
- 「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有する。
- 生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付ける。



「いじめ対応の重層的支援構造」生徒指導提要より

(2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学級づくりを目指す
同調圧力が強まらないようにし、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
- ② 生徒間で対等で自由な人間関係が築かれるようにする
学力以外の様々な観点から、自分のことを認められ応援してもらっていると感じられるような居場所づくりに努める。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
協働の活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感する機会を用意する。(係活動、生徒会活動、部活動等)
- ④ 「困った、助けて」と言えるような体制づくり
弱音を吐いたり、頼ったりすることができる雰囲気づくりと、それをしっかり受け止めることができる体制を築く。

(3) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点をもつ。
- ② 全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
- ③ 全ての生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進める。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ⑤ 生徒が主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進める。
- ⑥ いじめの心理から考える未然防止教育の取組を進める。特に、「いじめはよくない」とほとんどの子供は分かっているはずなのに、行ってしまうことに対する指導を行う。
 - ・道徳や学活などでロールプレイを行うなど体験的な学びの機会を用意する。
 - ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ・ねたみ、異質な者への嫌悪感情、遊び感覚、金銭を得たい等の内面理解に基づく働きかけを行う。
- ⑦ いじめの構造から「傍観者」が、被害者になることへの回避感情から同調せず「相談者」「仲裁者」に転換するような取組を道徳や学活において行う。
- ⑧ 学校として※特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、大地震等で被災した生徒等（困難課題対応的生徒指導）

(4) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携して組織的に取り組み、生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ④ 普段から生徒の様子を把握し、生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する姿勢をもつ。
- ⑤ 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、タブレットや電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑥ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げて生徒を見守る。

(5) いじめへの対処

- ① いじめを把握したら、学校は直ちに、被害者保護を最優先し二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し、心のケアを行う。
- ② 被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢で、安全な居場所の確保や、加害者、学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。
- ③ 加害者とされる生徒、いじめを知らせてきた生徒、学級等に対しても確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。いじめ事案の中には、被害と加害の関係が固定的でなく、双方が被害者性を有する場合や、経過の中で立場が変化するケースがあることにも留意する。学校は、一方的な視点に立つことなく、関係する全ての児童生徒の心情や背景を丁寧に聴き取り、信頼関係の構築を重視した対応を行う。
- ④ 教育委員会へ連絡・相談し、事案に応じ、関係機関（医療、福祉、司法等）との連携を行う。
- ⑤ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方（初期対応フローチャート、危機管理マニュアル）について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とする体制整備を行う。
- ⑥ 被害生徒及び保護者の合意の下、いじめ加害者と被害者の関係修復を行う。指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行っていく。

⑦ いじめの解消

「いじめに係る行為が止んでいること」「心身の苦痛を感じていないこと」を本人や保護者への面談を通じて継続的に確認していく。解消に至ったとしても卒業まで注意深く見守っていく。

(6) 地域や家庭との連携

- ① コミュニティ・スクールの機能を生かしながら、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進する。
- ② より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する地域ぐるみの体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会において、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を行う。
例えば「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の、窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめの認知件数とは

○いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」である。

・深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字ではない。つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。

◎「認知件数」が多い＝教職員の目が行き届いている証と考える。

いじめを積極的に認知することで、深刻な状況になる前に早期かつ適切に対応するとともに解消に向けてチーム支援することが可能になると考え、いじめの疑いがあるものや生徒や保護者、学校の内外等からのいじめの訴えについても積極的に認知する。

4 いじめの防止等の対策の責務（いじめ防止対策推進法より）

それぞれの立場で責務を果たすことができるよう、学校では「いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員が一丸となっていじめ問題に取り組む。（法第13条）

- ・「基本的な考え方」に基づき、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の子供たちがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する。（法第23条）
- ・子の教育について第一義的責務があり、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うように努める。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切に保護する。さらに保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するように努める。（法第9条）

5 学校、家庭、地域社会と連携した取組

地域をあげて子供を守り育てるために、学校や家庭、子供の健全育成に関わる関係諸団体・機関等が連携し、情報交換と行動連携に努める。

いじめは、大人の目の届かない所で起こりやすいこと、LINE等のコミュニケーションツールや掲示板等によるネット上のいじめは発見が難しいことがある。いち早く発見するために、多くの大人がアンテナを高くするとともに、子供から発信されるSOSを素早くキャッチするよう努める。

そのために、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を整えて、子供たちを見守ることができるよう、青少年育成黒部市民会議等の関係団体、学校運営協議会、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に働きかけ、連携して取り組む。

6 いじめを許さない学校づくりの推進

(1) 「清明中学校いじめ防止基本方針」の策定

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置（いじめ問題対策委員会）

メンバーは、校長、教頭、生徒指導主事、カウンセリング指導員、教務主任、学年主任、養護教諭、SC、SSW、巡回型SSW等で組織し、必要に応じて「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」を可能な限り参画させる。

(3) いじめの未然防止、早期発見・適切な対応の取組

- ① いじめの4層構造に基づく指導を徹底する。（被害者、加害者、観衆、傍観者への指導）
- ② 悩み・いじめ調査を年10回実施する。
- ③ i-checkを年2回実施し、分析結果から学級や生徒の様子を把握する。
- ④ 道徳教育や人権教育、情報モラル教育の充実に努める。
- ⑤ 人権意識の高揚に努め、人間関係の育成のためのプログラムを計画的に実施する。
- ⑥ 「清明中学校いじめ防止基本方針」を全教職員で共通実践する。

(4) 年に複数回校内研修会を実施

- ① 市や県のいじめ問題に係る研修会に参加した場合は、その内容を必ず校内で還元する。（黒部市では、いじめ問題等研修会を年2回実施）
- ② 「清明中学校いじめ防止基本方針」の内容の共通理解を図る。（生徒指導提要やいじめ対応ハンドブック等を活用する。）
- ③ 校内でいじめ等に係る事案が発生した場合の事例研修を行う。等

(5) 「清明中学校いじめ防止基本方針」に基づく学校評価の実施

- ① 「清明中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。（「いじめ見逃し0を目指す視点シート」を活用し、いじめ防止等の取組に係る達成目標を設定し、学期ごとに達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。）
- ② 必ず、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ③ 「清明中学校いじめ防止基本方針」を保護者や地域に対する周知を図り、意見に耳を傾ける。

※ いじめ見逃し〇を目指すための視点・達成目標・評価

<p>☆☆☆ 清明中学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清明中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。 ・清明中学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。 ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。 		
視点	達成目標(具体的に記載)	評価
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・校内運営委員会や職員会議等で「気になる生徒の共通理解」の場を設定し、配慮が必要な生徒に対し、全教職員で共通理解を図り、学年での情報共有をしつつ、きめ細かく観察する。 ・集団生活の中で、生徒が自己存在感や充実感を感じることができる「居場所づくり」に努め、また、互いを認め合い、心のつながりを深めていく「絆づくり」ができるように工夫する。 ・あらゆる教育活動を通して、生命や人権を尊重しようとする態度の育成に努める。 	
早期発見・事案対処のマニュアルの実行	<ul style="list-style-type: none"> ・「清明中学校いじめ防止基本方針」を見直し、職員会議や校内研修会等で共通理解を図る。 ・全教職員がアンテナを高くし、生徒の情報を交換したり、生徒の行動に関わる情報を共有したりして、組織的な対応に役立てる。 	
定期的・必要に応じたアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒を対象とした悩みやいじめの有無を確認する調査を年10回実施し、情報収集に努める。 ・事実が発覚したとき、また疑われるときには、迅速に実態把握を行い、対応等を協議し、組織で対応する。 	
個人面談・保護者面談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の出すサインを確実に受け止めるために、生徒相互や教職員と生徒との間に日常的に温かい人間関係をつくるように努める。 ・「学校対応のポイント」に基づいて、個人面談を実施する。また、気になる点があれば、早急に保護者面談を実施する。 ・保護者との教育相談の実施や電話相談窓口、関係機関等の周知を徹底し、家庭と連携して生徒を見守ることに努める。 	
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学習規律を身に付けさせるとともに、分かる授業づくりを進め、生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。 ・いじめの定義や指導に関する校内研修やSOSに関する教職員研修を実施する。 ・カウンセリング指導員や特別支援コーディネーターからの助言を受け、特別な支援を必要とする生徒（発達障害等）についての研修を深める。 	
日常の生徒理解の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートの点検や休み時間等の巡回を通して、生徒の行動を注意深く見守る。 ・生徒や教職員が人権感覚を高め、家庭や地域社会と一体となって人権教育を推進する。 ・i-checkの結果を基に、生徒理解を深める。 	
発生時の迅速な対応と情報の共有や組織的な対応 【事故発生時の指針を原則とする。】	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの兆候が見られた場合には、「清明中学校いじめ防止基本方針」に従い、他の業務に優先して、校長の助言を得ながら生徒指導主事を中心に組織的な対応を迅速に行う。 	

評価	評価基準	達成度
AA	・目標を十分達成し、期待以上の成果が得られた。	100%以上
A	・目標を概ね達成し、ほぼ期待通りの成果が得られた。	80~100%
B	・目標を半分以上達成し、ある程度の成果が得られた。	60~80%
C	・目標をあまり達成できず、成果があまりなかった。	30~60%
D	・目標をほとんど達成できず、成果が少なかった。	0~30%

※毎学期、評価見直しを行う。

【 いじめ問題に係る組織 】

学校

☆法 22 条
○いじめ防止等の対策のための組織

- ・複数の教職員
- ・心理・福祉等の専門家
- ・関係者（学校運営協議会委員、PTA会長等）
- 重大事態発生
- ・生命・身体・金銭・精神の場合は、発生直後、地教委に報告（報告書）
- ・不登校の場合は地教委に相談
- ・欠席 30 日前後で報告（報告書）

報告
23 条②

指導・支援・指示・自ら調査
24 条

教育委員会

教育委員会事務局

- 重大事態の場合
 - ・調査の主体を決定する。（学校の組織または教育委員会）
 - ・調査の実施の指示
- 他の場合
 - ・支援・指示・自ら調査
 - ・教育委員会会議で報告

黒部市生徒指導対策会議(附属機関)

※重大事態発生時に備えて、平時から設置しておくことができる。（法 14 条③）

- ・設置根拠の条例

【役割】

- 教育委員会の諮問に応じる。
- ・調査研究、有効な対策の検討・審議
- いじめの通報・相談を受けたとき
- ・第三者機関として関係を調整し、問題解決
- いじめに関して自ら調査を行うことも可
- 重大事態に係る調査の実施
- ・調査を行う場合はメンバーを配慮する。

※重大事態が発生していない場合でも、会議を開催し、いじめ問題について共通認識をもっておくことが大切である。

重大事態と判断・対処

教育長が報告（発生時の報告書・調査のまとめ）

地方公共団体の長

- 再調査の有無の判断

あり なし

学校は

- ・関係保護者、生徒に説明
- ・生徒、保護者の所見を添えることができることを説明

議会

報告

地方公共団体の長

附属機関
第三者調査委員会

- 附属機関（法 14 条①）
- 再調査（法 30 条②）
- 議会に報告（法 30 条③）

※条例または法の趣旨を会議



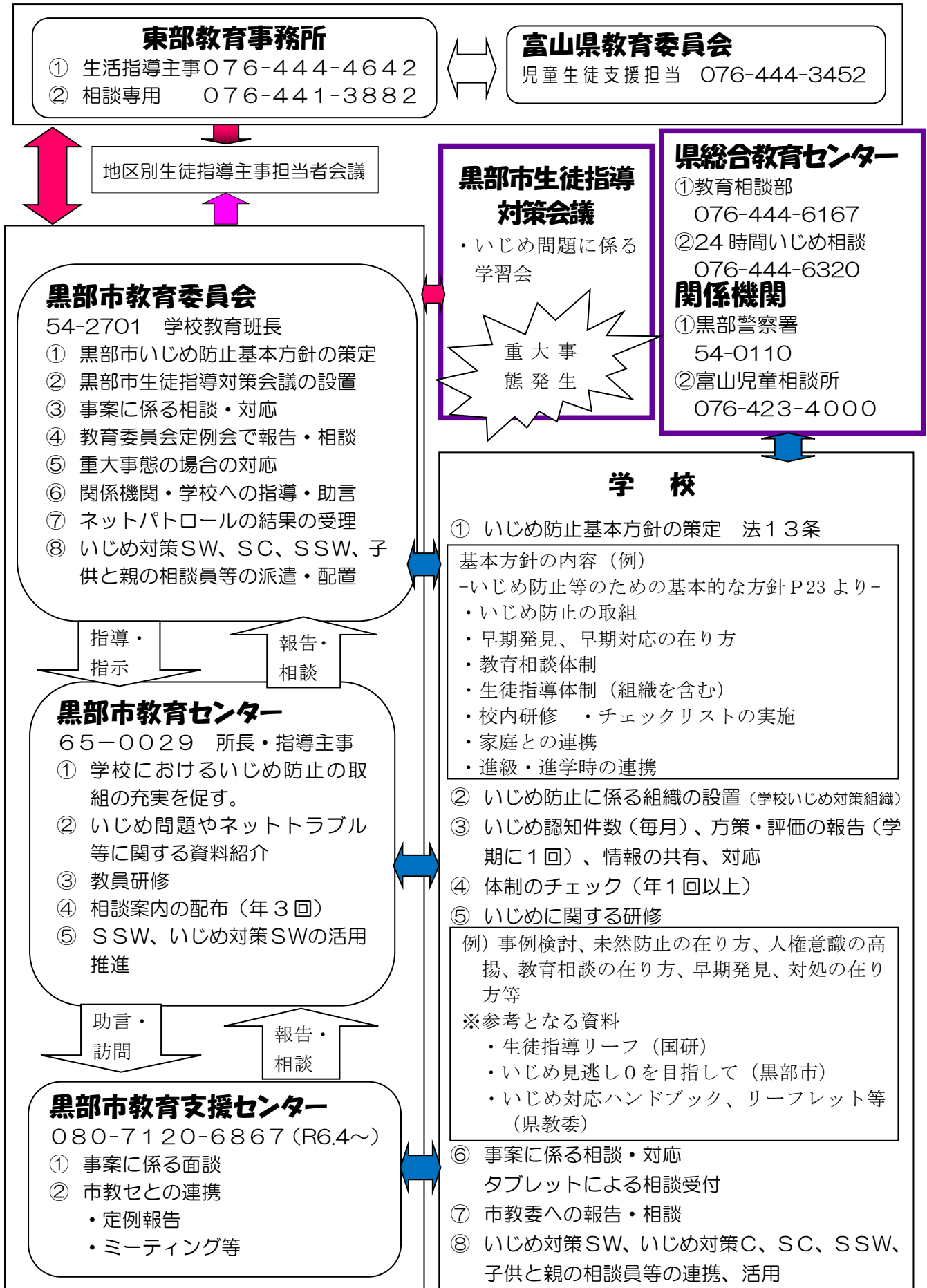
いじめ問題対策連絡協議会

☆法 14 条
☆地方公共団体が設置

○いじめ防止等に関係する機関等と連携を図るために設置することができる。

- ・学校 ・教育委員会 ・児童相談所
- ・法務局又は地方法務局 ・警察
- ・その他の関係者
弁護士、医師、SC、SSW等

☆ いじめ防止における取組図



7 ネットトラブルの未然防止の取組

(1) ネット上のいじめの未然防止に向けて

生徒の規範意識の向上に努め、ネット上のマナーを周知徹底する。

- ① 自分や家族、友達の情報を書き込まない
- ② 他人を誹謗中傷しない
 - ・はじめはいたずらやからかい半分で書いていたことがエスカレートし、知らない間に犯罪との境界線を踏み越えてしまうことがあること
 - ・内容によっては名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になること
 - ・警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込み者を特定すること
 - ・相手を不幸にすること
- ③ 困ったときは、まず相談する

規範意識を醸成する ー社会で許されない行為は、学校においても許されないー

生徒に規範意識に基づいた行動様式を定着させる。校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤となるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで、生徒に安心感を与え、暴力・器物破損・いじめや不登校といった問題を未然防止することにつながる。

- ① 校内ルールへの遵守と校内規律の維持を通して規範意識を醸成する。
- ② 「環境が生徒を育てる」という視点をもつ。

物的環境と人的環境を整える。整った学校、生徒理解に満たされた教師集団の中で、生徒を健全に育てる。

物的環境

きまり等について意欲を喚起させる場合は、古い掲示物、色あせた掲示物は不可。

人的環境

教師は生徒の師範である。言葉や態度による影響は大きい。

(2) 学校と家庭とで連携し、一貫性のある指導を行う

(学校は規律と社会的ルールを学ぶ場 ⇒「個と集団の育成」を目指す)

- ① 生徒の特徴と思春期の理解を基本とし、「個の育成」と規範意識の向上のために「集団の育成」の観点を踏まえた取組を行う。
- ② 規範意識の育成において学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという共通認識に立ち、学習環境の整備や学校内の規律の維持に取り組む。そのために、教職員の共通理解の下、一貫性のある指導に日々当たるとともに、生徒が規則を守ることの必要性を考える機会をつくる。
- ③ 規則違反や問題行動に対しては、すべての教職員が指導できる校内体制をつくり、継続的な指導を継続する。

(3) きまりの運用について

生徒の内面的な自覚を促し、きまりを自分のものとしてとらえ、自主的に守らせる指導を行う。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導とならないよう留意する。きまりを破った生徒に対して、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、生徒の内省を促し、自主的・自律的に行動できるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮する。

(4) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

① 教員研修の重要性

現場に求められているニーズを理解し、保護者と共に知識を身に付け、生徒を守る。

② スマホ所持に備えて

中学卒業時にはほとんどの生徒がスマホを持つようになる。「甘い誘惑に負けない自律心の育成」「ネット社会を安全に正しく生きていくために必要な知識と判断力の育成」に向けて家庭と手を取り合い、生徒を育てる。

(5) 情報モラルの指導について

生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。その際、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であることや、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を与えるものであること、犯罪の対象となり得ることなどを伝える。

〈情報モラルに関する清明中学校のきまり〉

パソコン・スマートフォン等を使用したインターネットやメールは、保護者とルールを作り、フィルタリングの設定をしてもらう。

① 友達同士で不要なメールやLINE、画像の交換等はない。

「あげない とらない もらわない」

② 不特定多数の人が見ることができるSNS等のサイトに、実名や不適切な内容の話、画像等を掲載しない。(罪に問われる場合がある。)

③ ネットで知り合った人と絶対に会わない。

④ トラブルが起きた場合は速やかに学校や警察に連絡する。

(6) ネット上のいじめについて — 誹謗・中傷 —

○ 特徴

スマホやパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メッセージを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

・炎上しやすい

不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で広範囲に広がり、極めて深刻なものとなる。また、書き込む内容も「死ね」「殺す」等、相手への攻撃性が高くなる。

・加害者にも被害者にもなりやすい

インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

・悪用されやすい

インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

・回収が困難

インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

・実態の把握が難しい

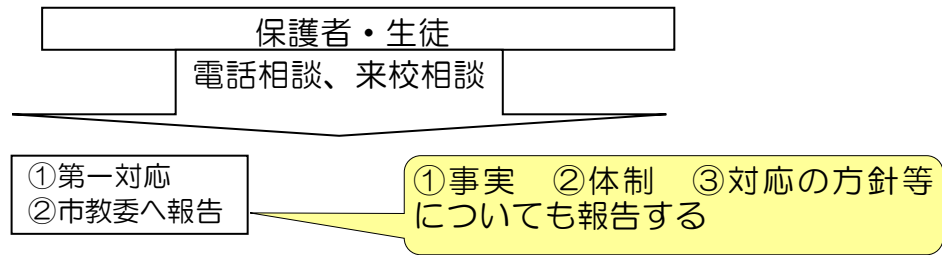
保護者や教師等の身近な大人が、生徒のスマホ等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。



誹謗・中傷する書き込み行為について

- 掲示板に他人を誹謗・中傷する内容を書き込む行為については、犯罪になることがある。
- 警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込みをした人を見付け、逮捕に至るケースもある。
- 掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展しまう危険性がある。
- 誹謗中傷は、いじめであり、人を不幸にすることになる。

8 いじめ発生時の相談体制の充実と連絡体制



9 重大事態への対処

- 黒部市の判断を仰ぐ。
(黒部市の対応)
 - ・ 重大事態と判断された場合は、「黒部市生徒指導対策会議」が開催される。
 - ・ 当該重大事案に係る調査を行うための組織が設置される。

(1) 重大事態の例（迷ったら重大事態として扱う、保護者申立て時点を端緒とする）

重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、重大事態に該当する可能性を前提として捉え、速やかに教育委員会と相談・協議を行う。また、児童生徒又は保護者から重大事態に至ったとの申立てがあった場合には、その時点を重大事態を把握する端緒として、速やかに対応を開始する。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上となった場合（この日数は目安である。生徒が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する）
- ⑥ 生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

☆ 生命・心身・財産重大事態（法第28条 第1項 第1号）

◎ 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。(転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する)

☆ 不登校重大事態（法第28条 第1項第2号）

欠席日数が年間30日であることを目安としている。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

—文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂）を参照—

○ 学校の対応

流れ	内容
<p>欠席開始</p> <p>※ 重大事態に該当すると「認める」とは、「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯定」するといった意味ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月3日の欠席で家庭訪問等を実施し、生徒及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。 ・学校は欠席30日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>準備作業の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施済みのアンケート調査 ②関係生徒からの聴取・確認 ③指導記録の記載内容の確認など </div>
<p>市町村教委に相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。 ・学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が30日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる生徒及び保護者に説明できるよう準備をしておく。
<p>重大事態発生と判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、不登校重大事態と判断したときは、7日以内に黒部市教育委員会に報告する。（様式1） ・<u>生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。</u>

○調査の主体（市教育委員会または学校）の対応

<p>調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象生徒、保護者、教職員、関係する生徒への聴取による調査をする。 <p>聴取事項 —いじめの行為について—</p> <ul style="list-style-type: none"> ①いつ頃から ②誰から ③態様 ④背景事情や人間関係 ⑤指導経緯、事実関係等 可能な限り網羅的に調査記録 <p>留意事項(詳細は不登校重大事態に係る調査の指針P5・6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ○対象生徒に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った生徒に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 ② 対象生徒からの聴取にこだわらない ③ 方法の工夫(オープンな質問等) ④ 聴取環境や時間帯への配慮 ⑤ 報告・記録の重要性 ⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発 ⑦ 資料の保管
<p>調査結果の 取りまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式2を参考に調査報告書を作成する。 <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。
<p>生徒・保護者への 情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象生徒とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針P32を参照のこと」)※適時、適切な方法で提供する。 いじめをしていた生徒とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
<p>市長へ報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 書面をもって報告する。 教育委員会会議で説明する。 再調査が必要な場合は、市長が指示する。
<p>支 援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

(様式1)

令和 年 月 日

黒部市教育委員会
教育長 殿

黒部市立清明中学校
校長



いじめ重大事態発生報告書

重大事態の種類（該当するもの全てにチェックを入れる）

いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

（いじめの態様 生命 身体 精神 金品等 ※いずれかにチェックを）

いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

1 被害児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生（ 歳）	
	住所		
	保護者氏名		
2 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生（ 歳）	平成 年 月 日生（ 歳）
	住所		
	保護者氏名		
3 いじめの行為の状況	・発生日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載。		
4 報告の時点における対象児童生徒の状況	被害児童生徒 （欠席の状況）		
	加害児童生徒		
5 重大事態に該当すると判断した根拠			

(1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行う。
- ・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。（5に欠席日数を記入）

(2) その他

- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

いじめ重大事態調査報告

黒部市立清明中学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する（罫線によって分けしなくても構わない）

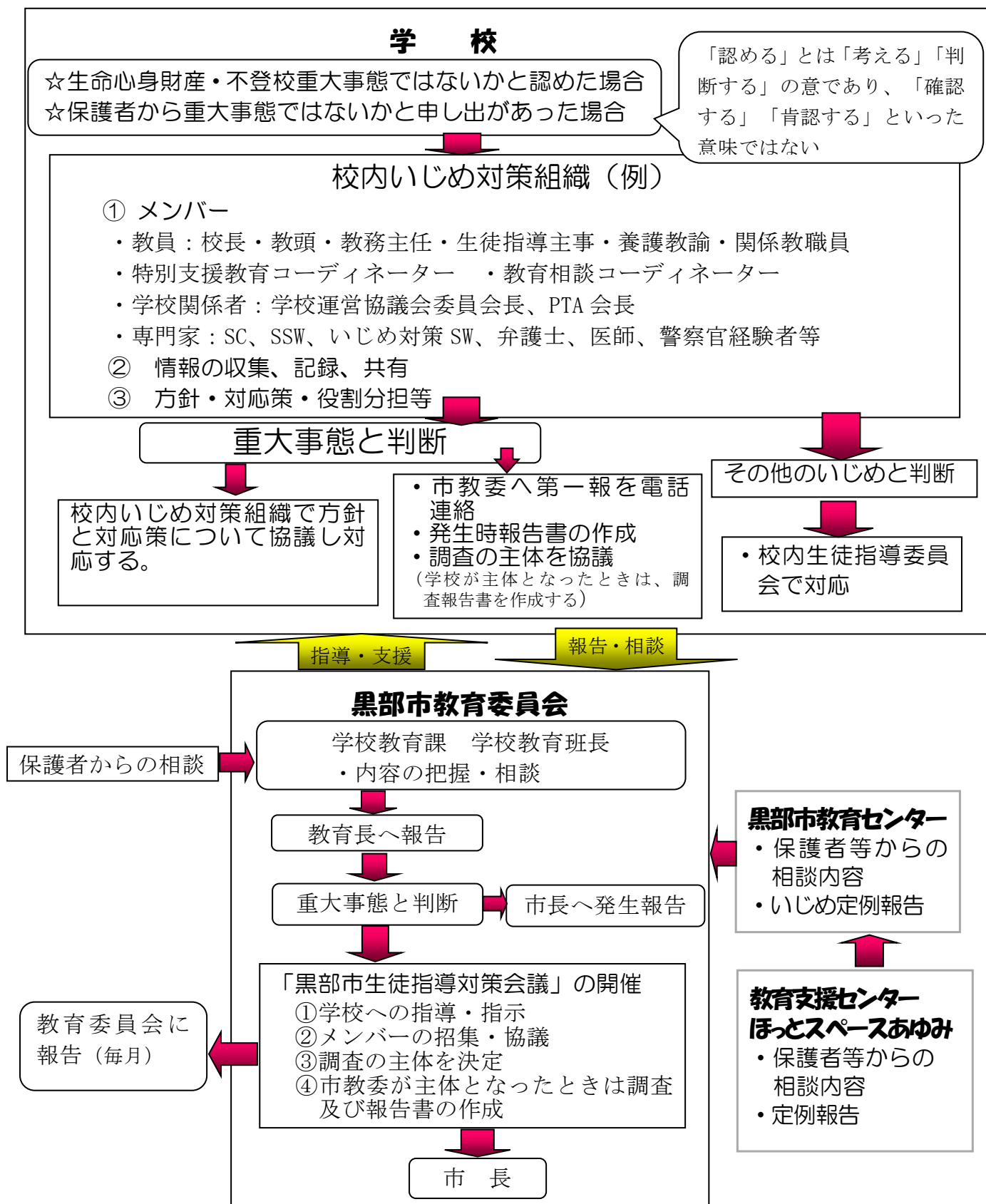
1 重大事態の対象となる行為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 （発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かるように記載する）		
2 対象児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名	性別	
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)	
	住所		
	保護者氏名		
その他 ※報告時の欠席の状況など	※不登校重大事態の場合は欠席期間や日数を記載		
3 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)	平成 年 月 日生(歳)
	住所		
	保護者氏名		
4 調査の概要	調査期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	調査組織及び 構成員		
	調査方法		
	外部専門家が 調査に参加した場合は当該 専門家の属性		

5 調査内容 ※ 当該児童生徒に多くの行為があった場合は、行数を増やす。	①行為Aについて	
	②行為Bについて	
	③行為Cについて	
	④行為Dについて	
	※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったと的事实を確定したかを根拠とともに時系列で記載。 ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。	
	⑤その他（家庭環境等）	
	⑥調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）	
6 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方法		
7 今後の当該校におけるいじめ対策に関する校長（又は設置者）の所見		

○ 報告

- ・ 学校が調査した場合：学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- ・ 市町村教育委員会が調査した場合：地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- ・ 市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

☆ 重大事態発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合